

## 救護施設における“援助”の基本問題 —社会的排除論への批判的考察から—

○ 玉葉荘 熊谷和史(6256)

田中治和 (東北福祉大・0116)

キーワード: 救護施設, 社会的排除論, 援助

### 1. 研究目的

救護施設は生活保護法第 38 条第 2 項において「身体上または精神上著しい障害があるために日常生活が営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設」と定義されている。つまり、障害の区別無く生活困窮者が入所している措置施設/保護施設である。従来から救護施設は一度入ったら出られない終身型施設という批判があった(江口 2003)。そのため全国救護施設協議会(以下、全救協)は救護施設を通過型施設あるいは循環型セーフティネット施設として位置づけ、施設移行や地域移行を進めるよう行動指針を定めた(全救協 2015)。

そして、この行動指針の中で全救協は生活困窮者自立支援事業を救護施設も取り組むことを提言している。この事業における生活困窮者の捉え方の背後に社会的排除論がある。そして救護施設の利用者もまた社会的排除状態にあると捉え、その解消(社会的包摂)を目指すべきとされる。つまり、社会的排除論は今後の救護施設を方向付ける概念であると言える(熊谷 2019)。

本発表は、まず社会的排除論と社会的包摂について概説する中で課題を論じる。次に、全救協(2020)が行った調査から、現在の救護施設にはどのような生活困窮者が入所して退所しているのか、あるいは施設内外の取り組みを概説する。その上で、社会的排除論や社会的包摂を批判的に考察することを通じ、救護施設における援助の基本的なあり方を提示することを研究目的とする。

救護施設は戦後混乱期から長らく、あらゆる生活困窮者を援助し続け、社会の要となっている。その意味で救護施設のあり方を問うことは、福祉施設全般のあり方を根底から問うことになるといえる。

### 2. 研究の視点および方法

本発表は文献研究である。文献収集は、国立国会図書館検索システムにより 2000 年以降の「救護施設」をキーワード検索し 183 件が該当した。さらに書籍の他、雑誌記事は「紀要」「研究誌」に絞り込み 28 件抽出しリスト化した。文献収集はリストに基づき、国立情報学研究所論文検索システムを使用した。そのシステムで入手できない論文は東北福祉大学図書館、秋田大学図書館、秋田県立公文書館より 2017 年から 2021 年の間収集した。また、全救協が発信している実態調査や行動指針、発行紙を参照した。さらに社会的排除論、生活困窮自立支援制度や生活保護制度の他、本発表者、共同研究者の先行研究を参照した。なお、本発表では社会的排除論は分析概念として捉え、社会的包摂は社会的排除に対する施策としている。

### 3. 倫理的配慮

本発表は文献研究であり、日本社会福祉学会研究倫理規程、特に引用に関する事柄を遵守している。また、本発表は共同研究者からは発表について承諾済みである。

### 4. 研究結果

- (1). 社会的排除論は貧困を単に物質的・客観的なものとして捉えず、主要社会から人々が排除(貧困化)されていくプロセスを動的に分析・把握する概念である(岩田 2008)。救護施設は施設生活自体が社会からの遮断を意味しているといった「空間の排除」や同じ障害者と比べて著しく低い基準での福祉サービスを受けざるを得ない「制度からの排除」などが特徴付けられる(熊谷 2019)。社会的包摂はすべての人々を包摂することを志向するが、実際は何かしらの管

理と選別が働き常に排除する少数派を生み出してしまうことを課題として論じた。

- (2). 実態調査(全社協 2020)から救護施設の現況について、利用者の障害種別は、精神障害者が最も多いが生活障害や障害なしの方も一定数いるなど多様である。年齢層は高齢者が最も多いが高中年もそれなりの層がある。入所期間は短期で退所する層と長期に滞留している層が二極化している。入所者全体とこの年の退所者の「入所前の居場所」は共通して精神科病院、在宅、一般病院の順に多かった。「退所後の居場所や理由」は、在宅、精神科病院、死亡、不明(無断退所含む)、介護保険施設の順となっていた。これらを踏まえて、入所から退所の傾向についてケース毎に推測した(例えば、長期入所により高齢となった利用者は施設内で亡くなる、疾病による一般病院に長期入院する、介護保険施設へ移行するなど)。その他、地域移行支援事業の実施状況や施設内の取り組みについて概説した。

## 5. 考察

- (1). 救護施設のあり方について「通所型施設」「循環型セーフティネット施設」「最後の受け皿としての施設」に分けて考察した。通所型とは地域移行支援事業などを活かしてアパートでの自活生活へ移行や適切な施設への移行など利用者の「生き直し」を提供する役割が救護施設にはあること。循環型セーフティネットとは、何らかの事情で地域生活が困難になった場合、再び救護施設(一時入所)を利用できるようにする。あるいは移行後、再び地域で排除させないため通所保護事業を利用することや救護施設の相談機能を活用することを指す。しかし、生活保護は社会福祉の他の施策で対応できなかった問題を担う最終的な位置にいる。その中でも救護施設は最後の最後にある施設である。その意味で救護施設をセーフティネット(網)として位置づけた場合、網の目の隙間から誰かを取りこぼしてしまいかねず十分ではないと考える。それゆえ、いかなる人々も洩らさない「最後の受け皿」(中川 2003)の施設としての役割が求められていることを考察した。
- (2). 最後の受け皿にたどり着いた利用者は、これまで排除されてきた人たちであり社会の中では少数派であると確認した上で、その人たちへの援助のあり方を考察した。通常、援助者は利用者を客体として捉えているが、入所に至るまでの社会的排除状態を生み出した社会側の問題を個別性の中から見いだせば、けっして人ごととしては考えられなくなる。そこから援助者がもし自分が利用者ならどう遇してほしいのかを問うことから援助が始まる(田中 2013)。また、生活を援助することは最終的に人の生きる意味を問うことであり、社会福祉の人間観を深く問うことにつながるといえる。そして、救護施設は措置入所であり本人の自己選択で入所するわけではないという意味で、不条理の苦悩を抱える「利用せざるをえない当事者」である。この当事者の苦悩を援助者は実際、どの程度理解しうるかという課題はある。しかし、この個別的な不条理の苦悩への応答は社会的排除論を越えたところで援助者の人間観が問われることになる。援助者はこの不条理を抱える人たちと一緒に悩みながら居続けること。そして、ささやかな営みであっても、丁寧な《態度》で接することが援助者に求められる基本的な姿勢ではないかと考察した。

## 参考文献

- 岩田正美(2008)『社会的排除』有斐閣。  
 江口恵子(2003)「救護施設の社会的性格」『人間文化研究』1, 33-46, 長崎純心大学。  
 熊谷和史(2019)「救護施設における社会的排除と包摂」『東北の社会福祉研究』14, 7-21。  
 中川健太郎(2003)『救護施設との出会い』クリエイツかもがわ。  
 田中治和(2013)「社会福祉の「対象論」再考」『東北福祉大学研究紀要』37, 21-40。  
 全救協(2015)『行動指針の手引き』全国救護施設協議会。  
 全社協(2020)『保護施設の支援機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業』全国社会福祉協議会。